

型式の区分

その他の工作用又は工芸用の電熱器具

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格消費電力（電気接着器であって、電極式のものの以外のものの場合に限る。）	(1) 500W以下のもの
	(2) 500Wを超えるもの
(C) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) 発熱部の形態	(1) 充電部が露出した発熱線を有するもの
	(2) シーズ式のもの
	(3) スペース式のもの
	(4) 電極式のもの
	(5) ドータイト式のもの
	(6) 石英管式のもの
	(7) 被覆式のもの
	(8) ランプ式のもの
	(9) 半導体利用のもの
	(10) その他のもの
(E) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(F) 電線巻取機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 電気アイロンの据付けの方法	(1) 自立型のもの
	(2) 架台付のもの
(H) 附属電動機	(1) あるもの
	(2) ないもの
(I) 水蒸気発生装置（電気アイロンの場合に限る。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(J) 電気アイロンの蒸気の発生方式	(1) タンク式のもの
	(2) 滴下式のもの
	(3) その他のもの
(K) 電気はんだごての形状	(1) 棒状のもの
	(2) その他のもの
(L) 電気接着器の据付けの方法	(1) 脚付きのもの
	(2) 卓上型のもの
	(3) その他のもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

型式の区分

その他の工作用又は工芸用の電熱器具

要素	区分
(M) 温度過昇防止装置	(1) あるもの
	(2) ないもの
(N) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施してないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET81066-2/2-(end)